

関係人口創出・拡大モデル展開事業費補助金交付要領

制定 令和5年5月11日

改正 令和5年7月31日

改正 令和5年9月29日

第1 趣旨

関係人口創出・拡大モデル展開事業費補助金の交付については、関係人口創出・拡大モデル展開事業費補助金交付要綱（制定：令和5年静岡県告示第322号の2）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 交付の申請

(1) 要綱第4(1)エのその他知事が必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 申請者及び中間支援組織の概要（要領様式第1号）
- イ 事業費用の配分（申請）（要領様式第2号）
- ウ 事業の内容等（申請）（要領様式第3号）
- エ 申請者及び中間支援組織の活動状況が分かる資料
- オ 申請者及び中間支援組織の登記事項証明書
- カ 申請者及び中間支援組織の定款、寄附行為又は規約
- キ 申請者及び中間支援組織の過去3年分の決算書
- ク 申請者及び中間支援組織の納税証明書（県税）
- ケ 事業費の積算根拠となる資料（参考見積書 等）

(2) 要綱第4(2)の提出期限は11月30日までとする。

第3 変更の承認申請

要綱第6エのその他知事が必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 事業費用の配分（変更）（要領様式第2号）
- イ 事業の内容等（変更）（要領様式第3号）
- ウ 事業費の積算根拠となる資料（参考見積書 等）

第4 実績報告

要綱第7(1)エのその他知事が必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 事業費用の配分（実績）（要領様式第2号）
- イ 事業の内容等（実績）（要領様式第3号）
- ウ 事業費の積算根拠となる資料（請求書の写し 等）

第5 採択

交付の申請を受け、事業内容、事業計画等について審査を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内で採択する。なお、必要に応じてヒアリング等を行う場合がある。

附 則

この要領は、令和5年5月22日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月29日から施行する。